

電波法施行規則等の一部を改正する省令について (航空機に搭載する無線局の点検その他の保守に関する認定制度の導入)

1 改正概要

平成 24 年 7 月 10 日の規制・制度改革に関する閣議決定を受け、航空機に搭載する無線局の検査や無線設備の製造番号管理について、制度の在り方も含めた見直し等の検討を行うこととされた。このため、平成 24 年 8 月から「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」を、また、平成 25 年 4 月からは「航空機局の定期検査等に関する評価会」を開催し、検討を行ってきた。

その中で、平成 29 年の電波法及び電気通信事業法の一部改正により、航空機に搭載する無線局の点検その他の保守に関する認定制度が整備され、航空機局等の免許人が無線設備等の保守に関する規程を定めて総務大臣の認定を受けることができることとする。ともに、当該認定に係る航空機局等については、定期検査の対象外とすることとされた。また、平成 30 年 4 月 5 日に航空機局の定期検査等に関する評価会から第二次中間報告を受けた。

今般、この第二次中間報告を受けて、航空機に搭載する無線局の点検その他の保守に関する認定制度を導入するものである。

2 改正箇所

- 航空機に搭載する無線局の点検その他の保守に関する認定制度の導入に必要な規定の整備（電波法施行規則、無線局免許手続規則）
- その他規定の整備（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令）

3 施行日

平成 30 年 8 月 1 日